

山梨県公報

号外第111号	日曜木
平成二十六年 四月一十四日	

四 次

監査委員

○監査の結果に基づく措置状況……………】

監査委員

山梨県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第十一項の規定により、監査の結果に基づく講じた措置について通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十六年四月一十四日

山梨県監査委員 芦中石月 井脩彦 元勝彦
同 同 同

定期監査

(1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成25年12月6日発行(山梨県公報号外第84号)山梨県監査委員告示第12号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があつた所属が講じた措置の内容

監査対象所属	知事政策局 秘書課
監査実施日	平成24年度

監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 3件 (物品3) 1) 購入した年賃はがきについて、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿が作成されていなかった。 2) 貸借物品であるファクシミリ(使用場所: 県民生活・男女参画課)について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていなかった。 3) 財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、一部帳簿と現品が一致していないものがあつた。	1) 今年度以降については、官製はがきなども郵便切手類となることを周知し、受払簿の作成を徹底した。 2) 旧ファクシミリの占有物品受入調書が作成されていなかつたが、現在使用しているファクシミリについては、更新された際に作成したことを確認した。 3) 指摘のあった備品については、現品を確認した。 その他の備品についても整理を行い現品確認を徹底した。

監査対象所属	企画県民部 情報政策課(情報産業振興室)
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月4日、7月10日

監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1) 1) 業務委託契約について、次のとおり契約書に記載された契約条項に、履行されていないものがあつた。	1) ①について、当該業務の管理技術者を書面にて提出させ受理した。 ②について、当該業務のセキュリティ責任者を書面にて提出させ受理した。 以後、業務委託契約にて規定した書類については、欠落の無いよう確認することを徹底した。

いるが、履行されていなかった。

②山梨県職員ポータルにおける人事異動作業の業務委託契約書第15条にある別記『情報セキュリティに関する特記事項』において、「受託者はセキュリティ責任者を委託者に対して書面で明らかにしなければならない。」と規定されているが、履行されていなかった。

監査対象所属	リニア交通局 リニア推進課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月6日、7月31日
監査の結果	
(指導事項) 2件 (契約1、工事1)	講じた措置(又は今後の方針等)
1) リニア見学センターの展示物の一時置き部分に係る機械警備業務委託契約において、契約書に長期継続契約連携条項等が記載されておらず、財務規則に定める契約書の要件を満たしていないかった。	1) 今後、新たに長期継続契約を締結する場合には、平成17年10月20日付け出管第447号出納局長通知(「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」)に基づいた契約書の作成を徹底するとともに、平成23年2月8日付け出管1322号出納局長通知(「暴力団排除措置に係る契約事務の取扱について」)に基づく契約書の作成を徹底することとする。 なお、今回の契約に限っては、契約の相手方の実績から暴力団が介入する余地が低い、と思われることから、契約の相手方にに対して指導事項について口頭で伝え、当該事項について留意するよう伝えた。 2) リニア見学センター通路設置・駐車場造成工事の工期延滞に伴う変更契約において、建設工事変更請書で取り交わしを徹底することとした。恩給の過払い金過年度分先数1件830,200円
監査対象所属	総務部 職員厚生課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月31日、8月28日
監査の結果	
(指導事項) 1件 (収入1)	講じた措置(又は今後の方針等)
1) 働入について、次のとおり収入未済があった。恩給の過払い金過年度分先数1件830,200円	1) 平成25年10月4日、債務者死亡のため、連帯保証人(債務者の妻)に対して電話や訪問による督促を行い、収入未済の解消に向けて取り組む。
監査対象所属	総務部 税務課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年8月6日、8月28日
監査の結果	
(指導事項) 2件 (契約2)	講じた措置(又は今後の方針等)
1) 自動車税分配情報作成業務委託契約において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。	1) 各都道府県で同様の契約内容であることを踏まえ、予定数量の記載の可否について検討を行う。 2) 様写サービスにおいて、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。また、運送金に予定数量の記載が单価契約のものとなつていいなかつた。
監査対象所属	リニア交通局 交通政策課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月6日、7月31日
監査の結果	
(指導事項) 1件 (支出1)	講じた措置(又は今後の方針等)
1) パークアンドライド等公共交通活性化事業費補助金について、補助金の交付内容を規定すべき交付要綱が事業開始日から約10月遅延して制定されていた。また、当該補助金の交付決定を年度当初に遅延した日付で行っていた。	1) 今後、補助制度の新設を行う場合は、事業開始前に補助金交付要綱を制定し、要綱制定後に交付決定手続きを行ふことを徹底する。
監査対象所属	総務部 管財課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月26日、8月28日
監査の結果	
(指導事項) 1件 (収入1)	講じた措置(又は今後の方針等)
1) 収入について、次のとおり収入未済があつた。行政財産使用料過年度分先数1件1,915円	1) 収入未済1件について、相手方に納入依頼と状況確認を継続していたが、徵収困難な状況が続いていた。平成25年9月10日に財務により債権は消滅した。
監査対象所属	総務部 人事課
監査対象期間	平成24年度

監査実施日	平成25年8月5日、8月28日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (収入1、物品1)	1) 給与資金前渡口座に発生した利息について調査が遅延していた。
1) 給与資金前渡口座に発生した利息について	1) 今後は、給与資金前渡口座に資金が滞留しないようにするとともに、指定金融機関の利息決済月である2月と8月には必ず記帳することとし、その旨を事務引継書に記載し、後任者へも引継ぐ。
2) 財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、一部帳簿と現品が一致していないものがあった。	2) 指摘後速やかに物品管理システムにより返納の処理を実施した。今後は、現品確認の出納局への報告文決裁と同時に物品返納書の決裁を受けることとし、その旨を事務引継書に記載し、後任者へも引継ぐ。

今年度中に、不納欠損処理を行う。

監査対象所属	総務部 私学文書課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月5日、8月2日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)	
① 償入について、次のとおり収入未済があつた。県立大学授業料 過年度分 先数3件 803,700円	1) 償入について、次のとおり収入未済があつた。県立大学授業料 過年度分 先数3件 803,700円
② 契約書に貼付すべき収入印紙の金額に誤り（不足）があつた。	2) 県例規勤務サポートシステムデータ更新業務委託契約において、次のとおり不備な事項があつた。
③ 契約書に「受託者はセキュリティ責任者を、委託者に対して書面で明らかにしなければならない。」と規定されているが、履行されていなかつた。	3) 県例規勤務サポートシステムデータ更新業務委託契約において、次のとおり不備な事項があつた。
監査対象所属	総務部 防災危機管理課（消防保安室）
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月5日、8月2日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (重点1)	
① 平成24年分の年末調整に係る所得税還付金が、給与資金前渡職員口座に留め、支給が遅延していた。	1) 平成24年分の年末調整に係る所得税還付金が、給与資金前渡職員口座に留め、支給が遅延していた。
監査対象所属	福祉保健部 長寿社会課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月5日、8月2日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (重点1)	
① 年度の定期監査において、収入未済について指導事項となっていたが、今年度の監査においても処遇改善交付金返還金の収入未済の一端に督促状が発付されていないものがあり、指導事項としたことが改善されなかつた。	1) 年度の定期監査において、収入未済について指導事項となっていたが、今年度の監査においても処遇改善交付金返還金の収入未済の一端に督促状が発付されていないものがあり、指導事項としたことが改善されなかつた。

監査対象所属 福祉保健部 福祉保健総務課（監査指導室）

監査対象所属	福祉保健部 福祉保健総務課（監査指導室）
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月5日、8月2日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (契約2)	
① 防災FA修繕請負契約において、契約保証金を免除しているにもかかわらず契約書に過約金条項が設けられていなかつた。	1) 平成25年度から、修繕契約書に過約金条項などを記載し、改善済み。
② 自衛隊中型及び大型ヘリコプター潜水用バケット点検業務委託契約において、契約書に過約金条項が予定数量の記載がなかつた。	2) 今後は、確認事項のチェック体制を強化していくとともに、本件については来年度以降、バケットの点検が必要となった際には、見積もりを徹して修繕することとし、実態に見合った手続きを採用する。
(指導事項) 1件 (収入1)	
① 償入について、次のとおり収入未済があつた。	1) 収入未済について
② 契約期間のみの記載しかなく、点検の時期及び回数が明確でなかつた。	①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数16件 15,974,741円 ②高齢者居室等整備資金利子收入 過年度分 先数16件 2,424,516円 ③処遇改善交付金返還金 平成24年度分 先数1件 103,009円
監査対象所属	福祉保健部 福祉保健総務課（監査指導室）
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月5日、8月2日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (給与2)	
① 住居手当の支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなつていていた。	1) 平成25年7月23日付けでない入処理をした。以後、認定時に担当箇所での事前確認を強化することにより再発防止に取り組む。 2) 現金支給者本人が口座払いへの変更を申請したため口座振替処理を行つた。以後、年度当初に給与基本台帳を確認及び毎月の記帳により現金支給者への支給選択がないようにするとともに、現金支給から口座振替への変更を促していくことで再発防止を図る。

		今後も引き続き実施し、収入未済の解消に努める。
○平成25年度回収結果		
(平成25年11月末現在)		
①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数 14件 1,054,400円		
②高齢者居室等整備資金利子收入 過年度分 先数 5件 123,720円		
③処遇改善交付金返還金 103,000円について、督促の文書及び電話による納入指導により、平成25年6月3日に全額納付された。		
④寡婦福祉資金貸付金償還金 平成24年度分 先数 1件 20,400円		
○平成25年度収入未済額 (平成25年11月末現在)		
①児童入所施設保護者負担金 過年度分 8,236,937円		
②児童入所施設等措置費返還金 平成22年度分 先数 2件 108,440円		
③雑入 (児童扶養手当の過誤払い等の返納金) 過年度分 先数 122件 13,058,501円		
〔般会計〕		
①児童入所施設保護者負担金 過年度分 8,236,937円		
②児童入所施設等措置費返還金 平成24年度分 先数 1件 20,400円		
③雑入 (児童扶養手当の過誤払い等の返納金) 過年度分 先数 26件 6,850,980円		

監査対象所属	福祉保健部 児童家庭課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月4日、8月2日
	監査の結果
(指導事項) 2件 (収入1、重点1)	講じた措置(又は今後の方針等)
1) 嶄入について、次のとおり収入未済があつた。 [一般会計]	1) 現在、収入未済金の回収のため、次の措置を継続実施している。 ・電話による納入指導 ・文書による納入指導 ・訪問による納入指導 ・債務承認書の微取または一部債務の納付による消滅時効の中断措置 ・個々の状況に応じた納付方法(分割納付)の採用等 ・滞納処分のための財産留置(児童入所施設保護者負担金に限る) ・各保健福祉事業所を対象とした債権管理担当者研修会の開催
①児童入所施設保護者等負担金 過年度分 9,383,846円 平成24年度分 5,090,844円合計 先数 129件 14,474,690円	①母子寡婦福祉資金特別会計 過年度分 2,777,627円 平成24年度分 27,338円 合計 先数 7件 2,804,965円 ②母子福祉資金貸付金償還金利子 過年度分 先数 1件 66,273円 ③母子福祉資金貸付金償還金 過年度分 76,227円 平成24年度分 18,395円 合計 先数 6件 94,622円 ④寡婦福祉資金貸付金償還金 平成24年度分 先数 1件 25,500円
②雑入(児童扶養手当の過誤払い等の返納金) 過年度分 先数26件 7,086,980円	2) 当該債権に係る債務者の死亡に伴い、相続状況に関する調査(被相続人及び相続人の戸籍謄本・住民票等の確認、家庭裁判所に対する相続放棄・認定承認の申述の有無に関する照会、相続人への聴き取り調査・現地調査等)を行った。 上記の調査結果を踏まえ、法定相続人3名に対して、平成25年12月16日付けて「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状を差付した。 今後も、債務者が死亡した場合には、達帯なく相続状況に関する調査を行うとともに、督促状が未発付の場合には、規則に基づき相続人に対して督促状を発付する。
[母子寡婦福祉資金特別会計] ①母子福祉資金貸付金償還金 過年度分 2,823,793円 平成24年度分 27,338円合計 先数7件 24,851,131円	2) 児童扶養手当の過誤払い等の返納金の収入未済のうち、過年度分1件24,930円について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状が発付されていなかった。
②母子福祉資金貸付金償還金利子 過年度分 先数1件 66,273円	
③母子福祉資金貸付金償還金 過年度分 76,341円 平成24年度分 18,395円	
④寡婦福祉資金貸付金償還金 平成24年度分 先数 1件 45,900円	
②雑入(児童入所施設等措置費返還金) 過年度分 先数 9件 236,000円	
[母子寡婦福祉資金特別会計] ①母子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 6,616円	

監査対象所属	福祉保健部 障害福祉課
監査対象期間	平成24年度
	監査の結果
(指導事項) 2件 (収入1、重点1)	講じた措置(又は今後の方針等)
1) 嶄入について、次のとおり収入未済があつた。 [一般会計]	1) 現在、収入未済金の回収のため、次の措置を継続実施している。 ・電話による納入指導 ・文書による納入指導 ・訪問による納入指導 ・債務承認書の微取または一部債務の納付による消滅時効の中断措置 ・個々の状況に応じた納付方法(分割納付)の採用等 ・滞納処分のための財産留置(児童入所施設保護者負担金に限る) ・各保健福祉事業所を対象とした債権管理担当者研修会の開催
①母子寡婦福祉資金特別会計 過年度分 8,236,937円	①母子寡婦福祉資金特別会計 過年度分 8,236,937円
②母子福祉資金貸付金償還金 平成24年度分 20,400円	②母子福祉資金貸付金償還金 平成24年度分 20,400円
③雑入 (児童扶養手当の過誤払い等の返納金) 過年度分 先数 9件 236,000円	③雑入 (児童扶養手当の過誤払い等の返納金) 過年度分 先数 9件 236,000円

監査実施日	平成25年7月3日、8月2日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 1件 (重点1)				
1) 昨年度の定期監査において、収入未済に対する督促状が発付されていなかったことについて指導事項となっていたが、今年度の監査においても心身障害者扶養共済年金返還金の収入未済の一部に督促状が発付されないものがあり、指導事項としたことが改善されていなかった。				
(指導事項) 3件 (収入1、支出1、契約1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	1) 指摘のあった件について、平成25年7月16日に督促処理を行った。今後は、毎月の催告処理を行いながら、引き続き未収金回収に努力する。	また、一度と同じ指摘を受けることがないよう、課内全員を対象に事務処理ミス防止研修を実施しマニュアルを再確認するとともに、業務の適切な執行に向けた職員の意識改革、管理職員の組織マネジメントの向上により、再差止を徹底した。	
①児童措置費負担金 過年度分 664,050円 平成24年度分 151,580円 合計 先数 3件 815,630円	②児童福祉総務費負担金(短期入所費負担) 過年度分 先数 4件 32,376円	③児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済掛金) 過年度分 先数 4件 1,574,200円	1) 収入未済について(12月25日時点収納額) ①児童措置費負担金については、文書、電話などにより、未取金の回収に努める。 収納額 過年度分 先数 2件 560,450円 2) 山梨県地域自殺対策緊急強化民間団体等事業費補助金において、実績報告に基づく額の確定により発生した未収入額が、納期限までに収納されていなかった。	3) 高次脳機能障害支援センター運営事業について、単独随意契約で実施しているが、当該事業を実施できる病院が、県内で1箇所とする理由が脆弱であった。
④児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済年金) 平成24年度分 先数 1件 100,000円	⑤在宅重度心身障害者居室整備資金償還金 過年度分 先数 14件 14,615,600円	⑥住宅重度心身障害者居室整備資金和子收入 過年度分 先数 14件 2,058,680円 また、児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済年金返還金)については、平成4年度分のれい入額が収納されていなかった。	③児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済年金)については、文書、電話などにより、未取金の回収に努める。 収納額 なし 収入未済額について 過年度分 4件 32,376円	2) 山梨県地域自殺対策緊急強化民間団体等事業費補助金において、実績報告に基づく額の確定により発生した未収入額が、納期限までに収納されていなかった。
⑦児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済年金) 過年度分 先数 5件 1,574,200円 ⑧児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済年金) 過年度分 先数 28件 5,214,084円	⑨児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済年金) 過年度分 先数 1件 140,000円 ⑩在宅重度心身障害者居室整備資金償還金 について、返済が滞っている債務者に対し、貸付業務(償還業務を含む)を委託している(社福)山梨県社会福祉協議会と共に、滞納者及びその連帯保証人のヒアリングを実施し、適正な償還を働きかける。	⑩在宅重度心身障害者居室整備資金償還金については、返済が滞っている債務者に対し、貸付業務(償還業務を含む)を委託している(社福)山梨県社会福祉協議会と共に、滞納者及びその連帯保証人のヒアリングを実施し、適正な償還を働きかける。	3) 単独随意契約で実施している他の事業についても、随意契約理由を再点検した。 併せて、事務処理ミス再発防止に向けた課内研修会を実施し、職員の会計事務に係る法令遵守の高揚を図るとともに、支出負担行為のチェック表等によるチェック体制を徹底した。 平成25年度については、事業の目的上、競争入札に適さない理由を明確にした上で、単独随意契約を締結した。	

監査対象所属	福祉保健部 医務課	監査対象期間	平成24年度	監査実施日	平成25年7月2日、8月2日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (収入1)							
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。							
看護職員修学資金貸付金償還金 過年度分 2,633,000円 平成24年度分 2,581,084円 合計 先数 28件 5,214,084円	1) 次の措置を継続実施した結果、13件、1,564,984円を回収した。 (平成25年12月末現在) ・電話や文書による催告 ・臨戸訪問による納入指導 ・債務者の生活状況等に応じた納入指導(分割納付) ・連帯保証人からの回収 ・債務承認による消滅時効の中斷措置 また、返済方法が窓口納付に限られ、金融機関に出向けないなどの理由によって滞納となる事例も多数見受けられたため、平成25年12月から口座振替(引き落とし)による返還を導入し、納付環境の充実を図った。 今後も引き続き、債権管理の適正化を図り、収入未済解消に向けた取り組みを粘り強く行う。	1) 次の措置を継続実施した結果、13件、1,564,984円を回収した。 (平成25年12月末現在) ・電話や文書による催告 ・臨戸訪問による納入指導 ・債務者の生活状況等に応じた納入指導(分割納付) ・連帯保証人からの回収 ・債務承認による消滅時効の中斷措置 また、返済方法が窓口納付に限られ、金融機関に出向けないなどの理由によって滞納となる事例も多数見受けられたため、平成25年12月から口座振替(引き落とし)による返還を導入し、納付環境の充実を図った。 今後も引き続き、債権管理の適正化を図り、収入未済解消に向けた取り組みを粘り強く行う。					
⑪在宅重度心身障害者居室整備資金償還金 について、返済が滞っている債務者に対し、貸付業務(償還業務を含む)を委託している(社福)山梨県社会福祉協議会と共に、滞納者及びその連帯保証人のヒアリ	ングを実施し、適正な償還を働きかける。	⑫在宅重度心身障害者居室整備資金償還金 について、返済が滞っている債務者に対し、貸付業務(償還業務を含む)を委託している(社福)山梨県社会福祉協議会と共に、滞納者及びその連帯保証人のヒアリ	ングを実施し、適正な償還を働きかける。	⑬在宅重度心身障害者居室整備資金償還金 について、返済が滞っている債務者に対し、貸付業務(償還業務を含む)を委託している(社福)山梨県社会福祉協議会と共に、滞納者及びその連帯保証人のヒアリ	ングを実施し、適正な償還を働きかける。	⑭在宅重度心身障害者居室整備資金償還金 について、返済が滞っている債務者に対し、貸付業務(償還業務を含む)を委託している(社福)山梨県社会福祉協議会と共に、滞納者及びその連帯保証人のヒアリ	ングを実施し、適正な償還を働きかける。

監査対象所属	福祉保健部 南生薬務課	
監査実施期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月4日、8月2日 講じた措置（又は今後の方針等）	
監査対象所属	森林環境部 森林環境総務課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年6月19日、7月26日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
(指導事項) 1件 (物品1)	1) 平成25年度の定例監査において、賃借物品に係る財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていなかったことについて、指導事項となっていたが、今年度の監査において職員用賃借物品である林務環境事務所の臨時職員用パソコンについて、占有物品受入調書が作成されおらず、指導事項としたことが改善されていなかった。	1) 賃借物品のリース期間に応じた占有物品受入調書を適切に作成した。今後は、物品を賃借した場合は速やかに占有物品受入調書を作成する。 また、指導事項及び指導事項については、部内の周知を徹底する。
監査対象所属	森林環境部 大気水質保全課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年6月13日、7月26日 講じた措置（又は今後の方針等）	
監査の結果		
(指導事項) 1件 (収入1、財産1)	1) 蔓入について、次のとおり収入未清算がある。大気常時監視自動計測器の製造販売業者による独占禁止法違反事件に関する損害賠償請求 過年度分 先数 3件 19,052,950円	1) 平成25年1月25日に大気自動計測器の製造販売業者3社と和解が成立した。 ・A社：契約金額の30% (538万4,200円) ・B社：契約金額の30% (107万9,400円) A社とB社の支払いは一括弁済とし、C社の支払いは7年（年1回払い）の分割弁済となつた。

監査対象所属	森林環境部 環境整備課	2) 借受財産について、公有財産事務取扱規則に基づく移動報告書が提出されていないものがあった。
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年6月13日、7月26日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
(指導事項) 1件 (収入1)		
1) 蔡人について、次のとおり収入未溝があつた。廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 過年度分 先数 14件 199,711,604円	1) 過年度分のうち「硫酸ビッチ事件」については、本年度も債務者に対し納付連絡を行つており、一部債務者（1法人1個人）から納付されている。 (H25.11末現在)徴収済額 8,724,139円) 過年度分のうち「日向処分場事件」については、債務者（1法人1個人）が所在不明であり、現在も所在確認中である。 一方、今年度、財産調査により確認した預金4円について差し押さえを行った。 過年度分のうち「大月市内不法投棄事件」については、債務者及び債務者の親族先に對し連絡を行つており、債務者の給与差押え（第三債務者からの納付）を行っている。 (H25.11末現在)徴収済額 612,151円)	2) 借受財産の契約内容に変更があったものについて借受財産移動報告書を提出した。今後は、内容に変更があった場合、直ちに報告書を提出する。

監査対象所属	森林環境部 森林整備課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月14日、7月26日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (支出1、物品1)	<p>1) 管理補修従事者保険料補助金事業において、補助金交付要綱に変更申請を要しない軽微な変更の範囲が定められていないかった。また、変更交付申請をせずに実績報告書で減額していた。</p> <p>2) 炭酸ガス購入の支出科目について消耗品費としないで備品購入費として処理されていいた。</p> <p>1) 補助金交付要綱の一部を改正し、変更承認申請を要しない軽微な変更の範囲を明記した。</p> <p>2) 物品区分換により、「備品」から「消耗品」へ修正した。 以後、備品の購入については消耗品が混在しないか確認を図る。</p>
監査対象所属	森林環境部 森林整備課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月14日、7月26日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (収入1)	<p>1) 蔟人について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>1) 納定期限までに納付されなかつた購入につい</p>

(土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求)
過年度分 31,768,800円
平成24年度分 761,250円
合計 先款 1件 32,530,050円

た。
難入
では、法令の規定に基づく督促を行った上で、文書による納付催告のほか、債務者宅への訪問、呼び出し等を実施するなど、適切な債権管理に努めた。
今後も引き続き、債務者への催告、財産等の状況について情報収集に努めるとともに、関係課と連携を図るなど、未収金の早期の回収に努める。

監査対象所属	森林環境部・林業振興課	監査実施日	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
監査対象期間	平成24年度			
〔指導事項〕 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	〔一般会計〕 ①林業構造改善事業費補助金返還金 過年度分 先数 1件 14,867,804円 〔林業・木材産業改善資金特別会計〕 ①林業・木材産業改善資金償還金 過年度分 11,960,000円 平成24年度分 11,960,000円 合計 先数 5件 11,960,000円 合計 先数 3件 17,000,000円 ②林業・木材産業改善資金償還金違約金 過年度分 490,189円 平成24年度分 235,393円 合計 先数 2件 725,582円	1) 収入未済について 〔一般会計〕 ①林業構造改善事業費補助金返還金 債務者に対して、適宜電話及び面談により催告を行った。 この結果、債務承認書を徵し、時効((H26.11.25))の中断が図られた。 また、H23.4.1以降滞納となっていたが、過年度分60,000円が償還された。 今後とも債権回収に努める。 〔林業・木材産業改善資金特別会計〕 ①林業・木材産業改善資金償還金 ②林業・木材産業改善資金償還金違約金 債務者(3名)に対して、適宜電話又は面談により催告を行った。 この結果、全債務者が一部返済があり、過年度分100,000円が償還された。 今後とも債権回収に努める。

監査対象期間	平成24年度	監査の結果
監査実施日	平成25年5月8～10日、6月4日	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 5件 (収入1、財産2、T:2)	1) 収入未済について 〔一般会計〕 ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 2件 74,424円 〔恩賜県有財産特別会計〕 ①行政財産使用料 過年度分 先数 1件 738円 ②上地貸付料 過年度分 15,415,993円 平成24年度分 6,584,953円 合計 先数 24件 22,000,946円 ③違約金及び延滞利息 過年度分 2,659,750円 平成24年度分 134,156円 合計 先数 22件 2,793,906円 ④雜入 (和解)に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金の支払い請求訴訟に係る損害金 過年度分 先数 2件 569,930円	1) 収入未済について 〔一般会計〕 ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 2件 74,424円 〔恩賜県有財産特別会計〕 ①行政財産使用料 過年度分 先数 1件 738円 ②上地貸付料 過年度分 15,415,993円 平成24年度分 6,584,953円 合計 先数 24件 22,000,946円 ③違約金及び延滞利息 過年度分 2,659,750円 平成24年度分 134,156円 合計 先数 22件 2,793,906円 ④雜入 (和解)に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金の支払い請求訴訟に係る損害金 過年度分 先数 2件 569,930円
(指導事項) 5件 (収入1、財産2、T:2)	1) 収入未済について 〔一般会計〕 ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 2件 74,424円 〔恩賜県有財産特別会計〕 ①行政財産使用料 過年度分 先数 1件 738円 ②上地貸付料 過年度分 15,415,993円 平成24年度分 6,584,953円 合計 先数 24件 22,000,946円 ③違約金及び延滞利息 過年度分 2,659,750円 平成24年度分 134,156円 合計 先数 22件 2,793,906円 ④雜入 (和解)に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金の支払い請求訴訟に係る損害金 過年度分 先数 2件 569,930円	1) 収入未済について 〔一般会計〕 ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 2件 74,424円 〔恩賜県有財産特別会計〕 ①行政財産使用料 過年度分 先数 1件 738円 ②上地貸付料 過年度分 15,415,993円 平成24年度分 6,584,953円 合計 先数 24件 22,000,946円 ③違約金及び延滞利息 過年度分 2,659,750円 平成24年度分 134,156円 合計 先数 22件 2,793,906円 ④雜入 (和解)に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金の支払い請求訴訟に係る損害金 過年度分 先数 2件 569,930円
(指導事項) 5件 (収入1、財産2、T:2)	1) 収入未済について 〔一般会計〕 ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 2件 74,424円 〔恩賜県有財産特別会計〕 ①行政財産使用料 過年度分 先数 1件 738円 ②上地貸付料 過年度分 15,415,993円 平成24年度分 6,584,953円 合計 先数 24件 22,000,946円 ③違約金及び延滞利息 過年度分 2,659,750円 平成24年度分 134,156円 合計 先数 22件 2,793,906円 ④雜入 (和解)に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金の支払い請求訴訟に係る損害金 過年度分 先数 2件 569,930円	1) 収入未済について 〔一般会計〕 ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 2件 74,424円 〔恩賜県有財産特別会計〕 ①行政財産使用料 過年度分 先数 1件 738円 ②上地貸付料 過年度分 15,415,993円 平成24年度分 6,584,953円 合計 先数 24件 22,000,946円 ③違約金及び延滞利息 過年度分 2,659,750円 平成24年度分 134,156円 合計 先数 22件 2,793,906円 ④雜入 (和解)に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金の支払い請求訴訟に係る損害金 過年度分 先数 2件 569,930円
(指導事項) 5件 (収入1、財産2、T:2)	1) 収入未済について 〔一般会計〕 ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 2件 74,424円 〔恩賜県有財産特別会計〕 ①行政財産使用料 過年度分 先数 1件 738円 ②上地貸付料 過年度分 15,415,993円 平成24年度分 6,584,953円 合計 先数 24件 22,000,946円 ③違約金及び延滞利息 過年度分 2,659,750円 平成24年度分 134,156円 合計 先数 22件 2,793,906円 ④雜入 (和解)に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金の支払い請求訴訟に係る損害金 過年度分 先数 2件 569,930円	1) 収入未済について 〔一般会計〕 ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 2件 74,424円 〔恩賜県有財産特別会計〕 ①行政財産使用料 過年度分 先数 1件 738円 ②上地貸付料 過年度分 15,415,993円 平成24年度分 6,584,953円 合計 先数 24件 22,000,946円 ③違約金及び延滞利息 過年度分 2,659,750円 平成24年度分 134,156円 合計 先数 22件 2,793,906円 ④雜入 (和解)に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金の支払い請求訴訟に係る損害金 過年度分 先数 2件 569,930円

- 提訴の対象となる「滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年以上」の対象者については、電話督促を行いながら事情を聞く中で、滞納原因をつきとめ、権利譲渡による精算や分納による納付促進等、解決策を提示する等きめ細かな対応に努めている。
- 延滞達約金の未収金については、延滞達約金の支払いに反発を抱いて滞納している者もいることから、延滞達約金の趣旨等を説明するとともに支払いを求めて努力強く懇切てしている。

2) 借受財産（南アルプス市芦安通地内）の借受期間について、契約更新を行っているにもかかわらず、公有地賃事務取扱規則第54条第2項の規定に基づく借受財産移動報告書を提出していなかった。

3) アカマツ外5,954本の立木公買契約において、契約相手方が法人の場合には、法人名と法人印の押印とともに代表者の記名押印が必要とされているが、契約書の買受人の記名押印欄に法人名と法人の押印がなされていなかつた。代表者印（代表取締役）が押印されていなかつた。

4) 林道南アルプス線（北沢橋T区）改良工事外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。

5) 清里の森舗装工事の変更契約において、工事金額の変更に係る、工事打合簿が作成されていなかつた。

- 定したため、不納欠損手続を行った（15,205,608円）。
- 残る2社中1社は会社が倒産し、金融機関の抵当権実行による土地建物競売が継続している状態であり、もう1社は会社を解散し、清算段階の状況。
いずれも督促を継続しているが回収できていない。
- 今後も同様の債権を持つ関係部署と連携のうえ、引き続き粘り強く督促等を継続する。

監査対象所属	森林環境部 峠南林務環境事務所
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年4月24～26日、5月29日

監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 4件 (契約2、工事2)	1) 契約書に違約金条項と予定数量の記載を徹底する。

2) 伐木造材・集成材・運材・作業道補修業務請負契約において、増額にあたる一部工事は完了しているにもかかわらず、委託料全体が確定した後に変更契約を締結していた。

3) 林道池の茶屋線改築工事外1件の変更契約において、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。

2) 段階確認等監督員が現場へ行った際に見て、進捗状況の随時確認を徹底する。一部作業に変更の必要が生じた際は、適切な時期に変更契約を行うよう適正な事務処理を図る。

3) 段階確認等監督員が現場へ行った際、及び週間工程表や月末の履行報告書において、発注工事の出来形及び進捗状況の随時確認を徹底する。

工事内容に変更が生じた際は、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」の規定に基づき適切な変更契約を行いうよう適正な事務処理を図る。

4) 林道佐野峰線上線維持修繕工事の変更契約において、工事金額の変更に係る工事打合簿が作成されていなかつた。

4) 林道佐野峰線上線維持修繕工事の変更契約において、工事金額の変更に係る工事打合簿が作成されていなかつた。

4) 林道佐野峰線上線維持修繕工事の変更契約において、工事金額の変更に係る工事打合簿が作成されていなかつた。

監査対象所属	森林環境部 峠東林務環境事務所
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年4月25～26日、5月30日

監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 収入未済について ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 平成18年度分 先数1件 240,476円 ②公正入札差額金 平成23年度分 先数3件 38,478,930円

監査対象所属	森林環境部 富士・東部林務環境事務所
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年4月22～23日、6月27日

監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 3件 (収入1、契約1、工事1)	1) 未収となっている債権の消滅時効の期間10年が経過し、かつ、債務者からの時効の援用もないことから、当該未収金債権の議会における権利放棄に向けて、引き続き必要な手

2) 社はH25.10.19破産手続終了の決定が確

			統きを進める。
2) 保安林保育事業工事の変更契約において、工期延長を行っていたが、工期延期について契約書の変更欄にその記載がなかった。	2) 変更契約書のひな形に契約工期の項目を入れ、記載漏れが生じないようにするとともに、支出負担行為変更同の決裁時に記載内容の確認を徹底する。		
3) 林道細野鹿留線（細野上区）開設工事の変更契約において、施工延長の済に係る工事打ち合簿が作成されていなかった。	3) 変更契約に伴う支出負担行為変更同作成時に、変更協議の内容を確認することともに工事打ち合簿の作成状況の確認を徹底する。		
監査対象所属	エネルギー局 エネルギー政策課	監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月25日、7月31日	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1件 (契約1)	1) 平成24年度住宅用太陽光発電設備設置費補助金の申請に係る受付業務委託契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。（環境創造課執行分）	1) 契約事務にあたっては、「支出負担行為、チエック表」を活用し、複数の職員による関係書類の審査を確實に行う。	
監査対象所属	産業労働部 産業政策課（海外展開・成長分野推進室）	監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月12日、7月19日	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1件 (給与1)	1) 産業政策アドバイザリーへの報酬に係る源泉所得税の徵収額に誤りがあつた。	1) 当初徴収すべき所得税が間違っていたが、2回目以降は適切に徴収している。	
監査対象所属	産業労働部 商業振興金融課	監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月11日、7月19日	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 2件 (收入1、契約1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 ①中小企業高度化資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 342,033円	1) 収入未済について ①助成技術研究開発費補助金の交付決定一部返済処分に伴う補助金返還金 過年度分 先数 1件 2,350,000円 委託料前金払分の返還金 過年度分 先数 1件 342,033円	1) 甲府税務署と協議し、具体的な還付手続を行い9月17日納付済となった。 今後、同様な事例が発生した場合は、ファンダム運営会社と連携を図る中で速やかに還付手続きをとり、可能な限り早く納付となるが行われていなかつた。
監査対象所属	産業労働部 商業振興金融課	監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月11日、7月19日	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 2件 (收入1、契約1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 ①中小企業高度化資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 16,227,000円 ②小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金 過年度分 先数 12件 37,440,000円	1) 収入未済について ①担保物件の競売により、収入未済の全額を回収済み。 ②「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に従い、回収見込みのある貸付先については、少額ずつでも回収が進むよう貸付先への訪問や電話連絡により引き続き償還請求を行い、回収見込みのない貸付先については、不納欠損処理等を進める。	1) 収入未済について ①補助事業者は、経営状況が厳しい状況が続くなからでも、平成25年度において、1ヶ月未満で合計15万円の返還を行っており、概ね誠実に返還に応じているものと考えている。 今のことろ業況が劇的に好転することは考えにくいため、これまでと同様に、電話や訪問により、定期的に支払いの督促管理を行う。 ※ 平成25年度中の返還状況 6月6日 6万円 8月26日 5万円 10月31日 5万円 ②事業者は、経営状況が厳しい状況が続くなからでも、平成25年度において、1ヶ月未満で合計15万円の返還を行ってきており、概ね誠実に返還に応じているものと考えている。 今のことろ業況が劇的に好転することは考えにくいため、これまでと同様に、電話や訪問により、定期的に支払いの督促管理を行う。 ※ 平成25年度中の返還状況 6月6日 2万円 7月17日 3万円 9月26日 10万円
2) 物流動向調査事業委託契約及び集結型都市構造形成状況調査事業委託契約において、契約保証金を免除してはいたが、契約書に違約金を設けていた。今後、契約保証金を免除する際には、違約金に関する条項を	2) ふるさと雇用基金事業における委託契約で、委託先が事業のために購入した物品について、事業終了後、繼續して使用を希望する場合、引き続き貸付けができるとされており、貸付けを行っているが、貸付継続に係る物品返却調書及び貸付調書が作成されてい		

監査対象所属	産業労働部 商業振興金融課	監査対象期間	平成24年度	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 2件 (收入1、契約1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 ①中小企業高度化資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 16,227,000円 ②小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金 過年度分 先数 12件 37,440,000円	1) 収入未済について ①担保物件の競売により、収入未済の全額を回収済み。 ②「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に従い、回収見込みのある貸付先については、少額ずつでも回収が進むよう貸付先への訪問や電話連絡により引き続き償還請求を行い、回収見込みのない貸付先については、不納欠損処理等を進める。	1) 収入未済について ①補助事業者は、経営状況が厳しい状況が続くなからでも、平成25年度において、1ヶ月未満で合計15万円の返還を行っており、概ね誠実に返還に応じているものと考えている。 今のことろ業況が劇的に好転することは考えにくいため、これまでと同様に、電話や訪問により、定期的に支払いの督促管理を行う。 ※ 平成25年度中の返還状況 6月6日 6万円 8月26日 5万円 10月31日 5万円 ②事業者は、経営状況が厳しい状況が続くなからでも、平成25年度において、1ヶ月未満で合計15万円の返還を行ってきており、概ね誠実に返還に応じているものと考えている。 今のことろ業況が劇的に好転することは考えにくいため、これまでと同様に、電話や訪問により、定期的に支払いの督促管理を行う。 ※ 平成25年度中の返還状況 6月6日 2万円 7月17日 3万円 9月26日 10万円		
2) ふるさと雇用基金事業における委託契約で、委託先が事業のために購入した物品について、事業終了後、繼續して使用を希望する場合、引き続き貸付けができるとされており、貸付けを行っているが、貸付継続に係る物品返却調書及び貸付調書が作成されてい	2) ふるさと雇用基金事業における委託契約で、委託先が事業のために購入した物品について、事業終了後、繼續して使用を希望する場合、引き続き貸付けができるとされており、貸付けを行っているが、貸付継続に係る物品返却調書及び貸付調書が作成されてい				

なかつた。

出されていなかつた。

監査対象所属	産業労働部 産業集積推進課	な措置を講じた。今後は住居手当支給者へ監査対象期間	平成24年度	を作成するなど、事務処理について適正執行を徹底する。
監査実施日	平成25年6月10日、7月19日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	2) 出納整理期間中に該当の児童手当は既に支給している。「児童手当事務取扱要領」を所定及び支給に関する事務取扱規則に定める確認し、今後の事務処理について適正執行を徹底する。
(指導事項) 1件 (収入1)	①山梨県産業集積促進助成金返還金 平成22年度分 先着1件 78,401,000円 ②山梨県産業集積促進助成金返還金延滞金、 加算金及び過料 過年度分 33,828,000円 平成24年度分 29,050,500円 先着1件 62,878,500円	1) 償入について、次のとおり収入未済があつた。 ①山梨県産業集積促進助成金返還金 平成22年度分 先着1件 78,401,000円 ②山梨県産業集積促進助成金返還金延滞金、 加算金及び過料 過年度分 33,828,000円 平成24年度分 29,050,500円 先着1件 62,878,500円	1) 収入未済について ①山梨県産業集積促進助成金返還金については、債務者の申請に基づき、平成23年3月30日付けで地方自治法施行令第177条の6を根拠に分割納付による履行延期を承認しており、現在、同申請と同時に提出された支払計画書に基づき返還が行われている。 平成24年度末までに155,000,000円が返還され、本年度も平成25年1月未までに45,000,000円が返還されており、未収金額は33,401,000円となっている。 引き続き、支払計画書どおりの返還がされるよう、今後も定期的に要請を行う。 ②上記の履行延期の承認の際、助成金返還及び加算金の納付については、助成金返還後に県と協議することになっている。併せて助成金の返還要請の際に、延滞金及び加算金についての納付も要請する。	1) 3月末で終了する2、3月分の児童手当にについて、「山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則」に定める日(4月8日)に支給がされていなかつた。 3) 山梨県郡内地域産業振興センターの展示場にある電気設備について、工作物から建物へ区分替えるための移動報告がされていなかつた。
監査対象所属	観光部 観光資源課	監査対象所属	観光部 観光資源課	3) 平成25年1月2月2日付けで山梨県郡内地域産業振興センターの展示場にある電気設備について、工作物から建物へ区分替える公有財産移動報告書を提出した。
監査対象期間	平成24年度	監査実施日	平成25年6月21日、7月23日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	

監査対象所属	産業労働部 産業人材課(都留高等技術専門校)	監査対象所属	農政部 農政総務課	な措置を講じた。今後は住居手当支給者へ監査対象期間	平成24年度	を作成するなど、事務処理について適正執行を徹底する。							
監査対象期間	平成24年度	監査実施日	平成25年6月11日、7月19日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)				
(指導事項) 1件 (財産1)	1) 産業技術短期大学校都留キャンパス建築工事のため借り受けた土地について、借受財産移動報告がなされておらず、借受財産台帳が作成されていなかつた。	(指導事項) 1件 (財産1)	1) 今后、借受財産があった場合は、臨時的なものであっても速やかに移動報告を行うよう徹底を図る。	(指導事項) 2件 (収入1、財産1)	1) 富士北麓駐車場山梨県道路公社負担金について、「山梨県富士北麓駐車場の管理運営に関する覚書」において、県はマイカー規制終了(8月)後2か月以内に、額を確定したうえで請求すると記載されているにもかかわらず、翌年3月に調定を行っていた。また、富士北麓駐車場交通事業者負担金について、年度当初から負担金額は同覚書きにより確定しているにもかかわらず、翌年3月に調定を行っていた。	(指導事項) 2件 (収入1、財産1)	1) 平成25年度は、交通事業者、山梨県道路公社の負担金について、11月中に調定を行った。今後は、覚書を踏まえ、適切な時期に調定を行う。	(指導事項) 3件 (支出1、契約2)	1) 郵便切手の購入代金について、支払が遅延していた。	(指導事項) 3件 (支出1、契約2)	1) 郵便切手の購入代金について、支払が遅延していた。	(指導事項) 3件 (支出1、契約2)	1) 郵便切手の購入代金について、支払が遅延している。
監査対象期間	平成24年度	監査実施日	平成25年6月11日、7月19日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査対象所属	観光部 観光企画・ブランド推進課	監査対象期間	平成24年度	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査対象期間	平成24年度	監査実施日	平成25年6月21日、7月23日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 3件 (給与2、財産1)	1) 住居手当の算定根拠となる、賃貸借契約が更新されているにもかかわらず、住居届が提	(指導事項) 3件 (給与2、財産1)	1) 更新後の賃貸借契約書等を受領し、手当支給額に変更がないことを確認するなど必要	(指導事項) 3件 (給与2、財産1)	1) 郵便切手の購入代金について、支払が遅延している。	(指導事項) 3件 (給与2、財産1)	1) 郵便切手の購入代金について、支払が遅延している。	(指導事項) 3件 (給与2、財産1)	1) 郵便切手の購入代金について、支払が遅延している。	(指導事項) 3件 (給与2、財産1)	1) 郵便切手の購入代金について、支払が遅延している。	(指導事項) 3件 (給与2、財産1)	1) 郵便切手の購入代金について、支払が遅延している。
監査対象期間	平成24年度	監査実施日	平成25年6月21日、7月23日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)

3) 複写サー ビス契約において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。また、違約金条項の記載が単価契約のものとなつていなかつた。

監査対象所属	農政部 農村振興課
監査対象期間	平成 2 4 年度
監査実施日	平成 2 5 年 7 月 2 4 日、8 月 2 6 日
(指導事項) 1 件 (契約 1)	講じた措置 (又は今後の方針等)

1) 自作農財産測量委託契約において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていないものが 3 件あつた。

監査対象所属	農政部 果樹食品流通課 (農産物販売戦略室)
監査対象期間	平成 2 4 年度
監査実施日	平成 2 5 年 7 月 2 4 日、8 月 2 6 日
(指導事項) 1 件 (契約 1)	講じた措置 (又は今後の方針等)

1) 農産物輸出促進緊急支援業務委託契約書及び高品質ぶどう安定生産支援業務委託契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていないがつた。

監査実施日	了備監査 平成 2 5 年 7 月 2 5 日、8 月 2 6 日	講じた措置 (又は今後の方針等)
-------	-----------------------------------	------------------

(指導事項) 2 件 (収入 1、契約 1)	1) 収入未済について 収入未済の回収については、山梨県債権回収及び処理マニュアル、山梨県農業改良資金債権管理要領に基づき、長期延滞債務者の農業改良資金以外の債務の把握や生活状況等の調査をするために電話や訪問面談を実施している。その中で各長期延滞債務者ごとに返済方法や返済時期についての話し合いを行っており、今後も引き続き早期返済を促す。
① 農業改良資金貸付金償還金 過年度分 先着 16 件 133,632,635 円	1) 収入未済について 収入未済の回収については、山梨県債権回収及び処理マニュアル、山梨県農業改良資金債権管理要領に基づき、長期延滞債務者の農業改良資金以外の債務の把握や生活状況等の調査をするために電話や訪問面談を実施している。その中で各長期延滞債務者ごとに返済方法や返済時期についての話し合いを行っており、今後も引き続き早期返済を促す。

② 農業改良資金貸付金違約金 過年度分 14,28,054 円	1) 収入未済について 収入未済の回収については、山梨県債権回収及び処理マニュアル、山梨県農業改良資金債権管理要領に基づき、長期延滞債務者の農業改良資金以外の債務の把握や生活状況等の調査をするために電話や訪問面談を実施している。その中で各長期延滞債務者ごとに返済方法や返済時期についての話し合いを行っており、今後も引き続き早期返済を促す。
------------------------------------	--

合計 先着 8 件 1,114,301 円	1) 収入未済について 収入未済の回収については、山梨県債権回収及び処理マニュアル、山梨県農業改良資金債権管理要領に基づき、長期延滞債務者の農業改良資金以外の債務の把握や生活状況等の調査をするために電話や訪問面談を実施している。その中で各長期延滞債務者ごとに返済方法や返済時期についての話し合いを行っており、今後も引き続き早期返済を促す。
違約金額 44,985 2,230,631 17,728,039	2) 違約金額を設けるよう徹底する。

監査対象所属	農政部 中北農務事務所
監査対象期間	平成 2 4 年度
監査実施日	平成 2 5 年 5 月 2 0 ~ 2 1 日、6 月 2 5 日
(指導事項) 1 件 (財産 1)	講じた措置 (又は今後の方針等)

監査対象所属	農政部 中北農務事務所
監査対象期間	平成 2 4 年度
監査実施日	平成 2 5 年 5 月 2 0 ~ 2 1 日、6 月 2 5 日
(指導事項) 1 件 (財産 1)	講じた措置 (又は今後の方針等)

1) 取得用地に未登記のものがあった。
過年度分 215 筆

1) 未登記原因の調査を行うとともに、原因に応じた対策を講じ、その解消に努めた。
今後も、「過年度未登記処理方針」等に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。
未登記筆数 過年度分 215 筆から 213 筆へと減少

監査対象所属	農政部 砧東農務事務所
監査対象期間	平成 2 4 年度
監査実施日	平成 2 5 年 5 月 2 7 ~ 2 9 日、7 月 2 日
(指導事項) 4 件 (収入 1、支出 1、財産 1)	講じた措置 (又は今後の方針等)

監査対象所属	農政部 農業技術課 (若い手政策室)
監査対象期間	平成 2 4 年度

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

た。
①T.事契約解除に伴う前払金返還利息
過年度分 先款 1件 45,867円
②公正入札違約金
過年度分 先款 3件 34,415,866円

①T.事契約解除に伴う前払金返還利息
継続的に文書及び訪問による催告を行っているが、債務者は既に事業を廃止しており、また高齢であるため全額を支払う能力もない状況であるが、引き続き訪問等を継続するとともに、分割納付についても指導する。

②公正入札違約金
1件は裁判所による破産手続廃止の決定が確定したので、不納欠損手続きを行った(24,431,366円)。

残り2件については、債務者は事業を行っておらず、資力の回復は見込めない。また支払能力も無いことから全額の一括回収は困難ではあるが、引き続き堅く督促等を継続するとともに、分割納付についても指導する。

2) 雜部金繰越整理簿が連年となっておらず、また繰越金額に錯誤があった。

3) 取得用地に未登記のものがあった。

過年度分 211筆 合計288筆

4) 山地区農道第1号道路工事(明許)外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事項事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結している。

2) 繼続した雑部金を精査し、財務規則2.0.3条に基づき雑部金繰越整理簿を作成した。

3) 「過年度未登記のものがある」として、「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。

4) 所内会議を通じて、出来高と工事費増減ができるだけ早期に把握するよう努め、「建設工事の設計及び契約変更事項事務処理要領」に基づき、適切な時期までに変更契約を締結するよう徹底を図った。

ち、受取辞退があった箇所について受取簿が作成されておらず、そのまま保管している。

4) 取得用地に未登記のものがあった。
過年度分 138筆
平成24年度分 59筆 合計197筆

5) 横瀬地区農道第5号道路工事において、契約変更理由・内容が、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスにて公表されていなかった。

るロッカーで保管し、適切な管理を行う。また、辞退を申し出た者へは、地政農業の動きや農業災害等に関する情報を収集するという本事業の趣旨や、本人からはこうした情報を受けたことを再度説明したところ、理解が得られ受領された。

4) 未登記原因の調査を行うとともに、原因に応じた対策を講じ、その解消に努めた。今後も、「過年度未登記処理方針」等に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。

5) 当該工事の契約変更内容等を速やかに県の公共事業ポータルサイトに公開した。

監査対象所属 農政部 埼南農務事務所

監査対象期間 平成24年度

監査実施日 平成25年5月22～24日、6月27日

(指導事項) 4件 (収入1、物品2、財産1)
1) 県有土地改良財産の使用料の調定が遅延していた。

2) 財務規則第1.5.1条関係通知に定める備品の現品確認について、物品出納員への報告を行ったとする文書が保存されていなかった。

また、備品台帳に登載されているコンピューターについて、現物が確認できなかった。

3) 物品要求書に記載すべき限度額、帳簿登載省略理由、予定価格書作成省略の要件である「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものがあった。

4) 取得用地に未登記のものがあった。

過年度分 6筆

監査対象所属 農政部 埼南農務事務所

監査対象期間 平成24年度

監査実施日 平成25年5月27～28日、6月26日

(指導事項) 5件 (収入1、支出1、物品1、財産1、工事1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
契約解除に伴う前払金返還利息
平成13年度分 1件 32,434円

2) 人・農地フラン作成に係る意見交換会開催に要する経費において、外部講師へ報費・旅費を支払う際に控除した所得税の納付が約2か月遅延していた。

3) ふるさと情報マン設置事業において、委嘱者への報償物品として購入した商品券のう

4) 取得用地に未登記のものがあった。
過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。

5) 横瀬地区農道第5号道路工事において、契約変更理由・内容が、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスにて公表されていなかった。

監査対象所属 県土整備部 県土整備総務課 (美しい県土づくり推進室)

監査対象期間 平成24年度

監査実施日 平成25年7月23日、8月23日

(指導事項) 2件 (収入1、契約1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

過年度分 6筆

監査対象所属 県土整備部 県土整備総務課 (美しい県土づくり推進室)

監査対象期間 平成24年度

監査実施日 平成25年7月23日、8月23日

(指導事項) 2件 (収入1、契約1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

過年度分 6筆

た。
1) 事契約解除に伴う前払金返還利息
平成24年度分 先敷1件 13,952円
2) 建設業情報管理システム電算処理義務委託
において、申込契約の契約書に予定数量の記載がなかった。

監査対象所属	県土整備部 技術管理課	集会に参加し、財産の状況を確認するなど、微収できるよう努める。
監査対象期間	平成24年度	② 諸入(上沙)の不法投棄による不當利得の返還請求)
監査実施日	平成25年7月17日、8月21日	2) 計約書への予定数量の記載について、委託先に対して繰り返し働きかけを行っているが、建設業情報管理システムは行政部門の相互利用を含むサービスであり、国及び全都道府県の承認を得た共通契約書を使用していることから、承諾が得られていない状況である。当面の措置として、限度額の把握ができるよう、見積書に予定数量を記載する改善を行った。

(指導事項) 1件 (物品1)	（物品1） 1) 貸借物品であるLAN接続ハードディスク等について、財務規則第168条に規定する占有物受入調書が作成されていなかった。	(指導事項) 2件 (物品1, 工事1) 1) 平成25年7月17日に当該調書を作成した。今後は、年度毎の使用料・貸借料執行状況表に占有物品借入・返却調書作成状況欄を新たに設け、主任担当、副担当の2名以上で作成の確認を行う。	
監査対象所属	県土整備部 道路整備課 (高速道路推進室)	監査対象所属	県土整備部 都市計画課
監査対象期間	平成24年度	監査実施日	平成25年7月19日、8月23日
監査実施日	平成25年7月17日、8月23日	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)

(指導事項) 1件 (契約1)	1) 中部横断自動車道に伴う工事用道路の整備工事等及び中部横断自動車道建設事業、建設発生土搬入に伴う県道運灰静川線外改良工事等の平成24年度契約において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第4条第1号から第3号に掲げる事項が書面により明らかにされていなかった。	(指導事項) 1件 (契約1)	1) 当該契約では、契約の相手方である国(標準契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定による)に係る項目内容を記載するため、国の担当官署と調整中である。
監査対象所属	県土整備部 治水課	監査対象所属	県土整備部 建築住宅課
監査対象期間	平成24年度	監査実施日	平成25年7月19日、8月23日
監査実施日	平成25年7月22日、8月21日	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)

監査対象所属	県土整備部 都市計画課	①河川工事等原因者負担金 過年度分 先敷1件 35,457,250円 ②雑入(上沙)の不法投棄による不當利得の返還請求)	つた上で、面談や文書による納付催告の外、債務者の財産調査等を実施するなど、適切な債権管理に努める。 今後も引き続き、債権者への催告、情報収集及び財産等の状況調査を行うとともに、法的措置についても検討する。
監査対象所属	県土整備部 建築住宅課	監査実施日	平成25年7月19日、8月23日

(指導事項) 1件 (重点1)	1) 昨年度の定期監査において、指導事項となっていた、県営住宅使用料、県営住宅駐車場使用料及び県営住宅駐車場使用料保証金について、「山梨県外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかっ	(指導事項) 1件 (重点1)	1) 1ヵ月のみの県営住宅使用料の滞納者は毎月約500名、また、1ヶ月のみの駒場駐車場使用料の滞納者は毎月約200名に上るため、そのすべての滞納者に対して納期限後20日以内に発付することは事務処理上現体制では困難な状況であるが、県営住宅使用料の
監査対象所属	県土整備部 建築住宅課	監査実施日	平成25年7月19日、8月23日

た。

また、同じく昨年度の定期監査において、指導事項となっていた、県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の債権管理について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿が作成されていなかった。

(指導事項) 2件 (収入1、支出1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

①行政財産使用料 過年度分 先数 1件 9,450円	②県営住宅使用料 過年度分 362,655,892円 合計 先数 1,206件 435,140円	③県営住宅駐車場使用料 過年度分 249,500円 平成24年度分 852,400円	④県営住宅賃車場保証金 平成24年度分 先数 1件 6,000円	⑤県営住宅破損賃償金 過年度分 先数 27件 546,235円	⑥無断退去者の退去修繕費 過年度分 351,500円 平成24年度分 3,102,300円 合計 先数 36件 3,453,800円	⑦県営住宅明渡し不履行損害賠償金 過年度分 先数 6件 2,681,291円
-------------------------------	--	--	-------------------------------------	------------------------------------	---	---

督促状については、今年度の9月滞納分から、納期限後20日以内の発付に努めている。また、平成26年度から駐車場使用料も併せて、業務委託により改善するよう検討中である。また、県営住宅使用料等の延滞債権管理簿の作成については、県営住宅等の滞納件数が膨大であり、現在、県営住宅管理システムにおいて滞納者の管理を行っており、このシステム台帳の様式が「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に準じていないため、平成26年度の県営住宅管理システムの更新に併せて、同マニュアルに準じた様式への改善を検討している。

1) 収入未済について
①行政財産使用料

某団地へのCATV施設設置許可に伴う未済である。

当初、経営者個人が屋号で事業を営んでいたとの情報から、経営者死亡により相続放棄を確認したことから、相続人範囲を兄弟及び甥姪に拡大し調査を行っていた。

しかし、本年度の追加調査により、法人格を有して事業を行っていたことが判明したが、現在は法人の実態が存在せず登記簿上ののみ存在していることが確認されたため、今後の対応について出納局と協議中である。

②県営住宅使用料

県営住宅使用料の未済については、督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・後間督促、滞納者の呼び出し、滞納保証人への輸入協力依頼及び督促、滞納6ヶ月の者に対する契約解除通告等を行い、滞納の解消に努めている。平成24年度から新たな取り組みとして滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。

過去度分

先数 27件 546,235円

過年度分

先数 6件 2,681,291円

では、適正に不動欠損処理を進める。

③県営住宅駐車場使用料

滞納者に対しては督促状の発付や滞納整理ローラー作戦の実施等により滞納の解消に努めている。平成24年度からは新たな取り組みとして滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。

今後も、悪質な長期滞納者に対しては、厳正契約を解除し、明渡しを求めるなど、厳正に対応する。

④県営住宅賃車場保証金

収入落込み(平成25年6月25日)

⑤県営住宅破損賃償金

県営住宅を退去する際の入居者負担の修繕費未納に係る賠償金であるが、相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明であるなど、回収が非常に困難であったが、今年度、追加調査を実施したところ、5名の所在が確認でき、現在納付指導中である。また、残りの22名についても、引き続き所在調査を行う。

なお、平成24年度は、債務者の行方不明により当該債権の回収が不能なもののが発生した。

⑥無断退去者の退去修繕費

無断退去したことから、債務者が居所不明であるなど回収が非常に困難であったが、今年度も継続し調査を行った結果、1

9名の所在が確認でき、現在納付指導中である。残り17名のうち、3名は本人死亡のため、相続人調査を実施しており、その他、居所不明の14名については、連帯保証人調査を実施し、所在が判明した連帯保証人と接触し、回収に努める。

⑦県営住宅明渡し不履行損害賠償金

高額所得者等に対する明渡し請求にも組みとして、訴訟対象者(悪質な者に限る。)の滞納月数を12ヶ月以上から10

ヶ月以上として取り組んでいるところである、今後においても更なる対象月数の短縮に努める。

(平成25年2月議会報告案件については、その試行を行った。)

また、再任用職員を配置しての督促強化、民間債権回収会社への委託などを実施する中で、債権回収に取り組んでいる。

一方、時効の援用がなされた債権につい

ては、適正に不動欠損処理を進める。

⑧県営住宅駐車場使用料

滞納者に対しては督促状の発付や滞納整理ローラー作戦の実施等により滞納の解消に努めている。平成24年度からは新たな取り組みとして滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。

今後も、悪質な長期滞納者に対しては、厳正契約を解除し、明渡しを求めるなど、厳正に対応する。

監査対象所属	県土整備部 中北建設事務所（本所）
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年5月20～22日、6月26日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指摘事項）	1件（工事1）
1) 史跡鶴城公園石積み復元補修工事における変更契約事務において著しく不適切な事務処理があった。	①当初契約の工事の目的である石積み復元補修を逸脱する、鉄門開きの安全施設の整備、鉄門開きの舗装工事を設計変更、契約変更で追加施工していた。 ②変更見込額が請負金額の30%を超える設計変更是、本行業務所管轄長にて予め協議することと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」で規定されているが、変更部分に係る工事終了後に協議が行われていた。 ③変更契約は、概ね出来高部分が請負金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。
2) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	（指導事項） 9件（工事1、重点1、支出1、給与2、物品1、財産1、工事2）
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	①河川使用料 過年度分 98,919円 平成24年度分 50,400円 合計 先款 6件 149,319円 ②道路使用料 過年度分 26,931円 平成24年度分 2,800円
監査対象所属	県土整備部 中北建設事務所（本所）
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年5月20～22日、6月26日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指摘事項）	1件（工事1）
1) 史跡鶴城公園石積み復元補修工事における変更契約事務において著しく不適切な事務処理があった。	①当初契約の工事の目的である石積み復元補修を逸脱する、鉄門開きの安全施設の整備、鉄門開きの舗装工事を設計変更、契約変更で追加施工していた。 ②変更見込額が請負金額の30%を超える設計変更是、本行業務所管轄長にて予め協議することと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」で規定されているが、変更部分に係る工事終了後に協議が行われていた。 ③変更契約は、概ね出来高部分が請負金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。
2) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	（指導事項） 9件（工事1、重点1、支出1、給与2、物品1、財産1、工事2）
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	①河川使用料 過年度分 98,919円 平成24年度分 50,400円 合計 先款 6件 149,319円 ②道路使用料 過年度分 26,931円 平成24年度分 2,800円

2) 平成24年度山梨県応急危険判定士養成講習会開催経費において、講師登食代を資金前渡として決済されていたが、使用当日に指定金融機関での手続きをしていなかったため、当日支払されていなかった。
2) 支払事務を行う際に、資金前渡とする理由の妥当性についてチェック体制を確立するとともに、資金前渡の際は、複数の職員で事務処理を管理することとし、適正な事務執行を徹底する。
権であり、債務者が居所不明となるなど、回収が非常に困難であるが、平成24年度に所在が判明した2名については、現在納付指導中である。残りの4名については、今年度追加納付を実施したところ、1名については死亡が判明したため、相続人について調査中。また、3名については所在が確認できただことから、納付指導中である。
2) 支払事務を行う際に、資金前渡とする理由の妥当性についてチェック体制を確立するとともに、資金前渡の際は、複数の職員で事務処理を管理することとし、適正な事務執行を徹底する。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

②道路使用料 滞納者へ文書又は電話による催告を行っているが、倒産等により軒居先不明で戻てくるものが多く、また、電話も不通で連絡が取れないところが多いことから、現在まで回収されていない。
平成24年12月末現在の道路使用料未収金額は下記のとおりである。
過年度分 26,931円
合計 先款 2,800円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款4件 53,019円
今後は滞納者への電話催告・戸口訪問を継続し、財産調査等を並行して行う計画である。

合計 先款 8件 29,731円
①工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先款 1件 34,356円
④雑入（用賃収取代金の返還を求めたもの） 過年度分 先款 1件 1,339,906円
合計 先款

	(③本年度より債権者との交渉時には交渉記録を作成し、所長まで回覧処理をする。)
3) 扱養手当について、出生による事実発生日が月の初日以外で15日以内に届出がある場合には、翌月から支給することとされているが、事実発生の月から支給認定を行つた。	3) 監査終了後、扶養手当認定簿を記入した。今後は各規則に沿つた処理を行う。
また、実際の支給額については、その翌月からの支給に過誤調整されていたが、認定簿の訂正がされていなかった。	
4) 住居届の提出があつた2名の住居手当の認定について、所定の様式によらず、別の様式で任命権者への回付処理で認定を行つた。	4) 認定簿終了後、住居手当認定簿を作成した。今後は各規則に沿つた処理を行う。
5) 相川警報装置システムの平成24年6月分電気料の支払が遅延し、延滞利息が発生していた。	5) 送付された納付書の支払期日の確認を徹底するとともに、電力会社等に対する納付書の集約を依頼し、納付書の集約を実施している。
6) 原材料品の管理について、在庫数量一覧表は作成されていたが、財務規則第238条に規定されている原材料品出納簿が、作成されていなかつた。	6) 本年度より財務規則第238条に規定している原材料品出納簿により原材料を管理している。
7) 取得用地に未登記のものがあった。	7) 平成24年度契約分で同年度内に登記が完了しなかつた案件は、全て完了した。
過年度分 219筆	過年度分 265,500円 平成24年度分 314,475円
平成24年度分 15筆 合計234筆	合計 先数2件 579,975円
	①河川使用料 過年度分 265,500円 平成24年度分 314,475円
	②道路使用料 過年度分 先数1件 50,000円 ③工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先数1件 1,45,556円
	1) 収入未済について ①過年度分の1件は、金融機関の預金口座を差押え、21,681円の換算処分を行なつた。 (平成25年8月16日収納) 残金の243,819円は、法人の財産等を引き続き調査し、全額収納に努める。 平成24年度分は、全額収納済み。 ②平成26年2月に全額収納済み。 ③定期的に、本人の所在、保有財産及び債権債務の有無等の調査を行う中で、収納に努める。
	2) 河川使用料について、「山梨県税外取入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかつた。
	2) 督促状の発付期限は、河川法解説に記載されている納期限後50日以内という誤認識がなかった。今般、治水課を含めた建設事務所で、督促状の発付期限が納期限後20日以内であることを確認した。今後は納期限後20日以内に督促状の発付を行う。
	3) 取得用地に未登記のものがあった。
過年度分 232筆	過年度分 12月末時点 5筆登記処理済み。
平成24年度分 2筆 合計234筆	3) 平成24年度分の2筆は登記処理済み。過年度分は、12月末時点での登記筆数の解消に努める。
	4) (一) 島上条宮久保給見堂線道路改良工事の変更契約について、工事延長に係る工事打合簿が作成されなかつた。
	5) (一) 島上条宮久保給見堂線道路改良工事(明許)において、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスで公表されている変更契約の内容が、変更設計書の理由・内容と一致していなかつた。
	6) 茅野北杜誰崎線道路改良工事(4工区)(明許)外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していない。
	9) 「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」と実際の変更事務における問題を精査し、主管課と協議のうえ対処する。
8) 設計及び契約変更に係る工事打合簿、本庁事業所管課長への設計変更の協議等、一連の決裁が全て、次長(事務)の代決で行われていた。	8) 木年度より、設計及び契約変更に係る工事打合簿、本庁事業所管課長への設計変更の協議等については所長の決裁としている。
9) 史跡舞鶴公園石積み復元補修工事(明許)外1件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結している。	9) 「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」と実際の変更事務における問題を精査し、主管課と協議のうえ対処する。
外1件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結している。	
	(③本年度より債権者との交渉時には交渉記録を作成し、所長まで回覧処理をする。)
3) 扱養手当について、出生による事実発生日が月の初日以外で15日以内に届出がある場合には、翌月から支給することとされているが、事実発生の月から支給認定を行つた。	3) 監査終了後、扶養手当認定簿を記入した。今後は各規則に沿つた処理を行う。
また、実際の支給額については、その翌月からの支給に過誤調整されていたが、認定簿の訂正がされていなかった。	
4) 住居届の提出があつた2名の住居手当の認定について、所定の様式によらず、別の様式で任命権者への回付処理で認定を行つた。	4) 認定簿終了後、住居手当認定簿を作成した。今後は各規則に沿つた処理を行う。
5) 相川警報装置システムの平成24年6月分電気料の支払が遅延し、延滞利息が発生していた。	5) 送付された納付書の支払期日の確認を徹底するとともに、電力会社等に対する納付書の集約を依頼し、納付書の集約を実施している。
6) 原材料品の管理について、在庫数量一覧表は作成されていたが、財務規則第238条に規定されている原材料品出納簿が、作成されていなかつた。	6) 本年度より財務規則第238条に規定している原材料品出納簿により原材料を管理している。
7) 取得用地に未登記のものがあった。	7) 平成24年度契約分で同年度内に登記が完了しなかつた案件は、全て完了した。
過年度分 219筆	過年度分 265,500円 平成24年度分 314,475円
平成24年度分 15筆 合計234筆	合計 先数2件 579,975円
	①河川使用料 過年度分 265,500円 平成24年度分 314,475円
	②道路使用料 過年度分 先数1件 50,000円 ③工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先数1件 1,45,556円
	1) 収入未済について ①過年度分の1件は、金融機関の預金口座を差押え、21,681円の換算処分を行なつた。 (平成25年8月16日収納) 残金の243,819円は、法人の財産等を引き続き調査し、全額収納に努める。 平成24年度分は、全額収納済み。 ②平成26年2月に全額収納済み。 ③定期的に、本人の所在、保有財産及び債権債務の有無等の調査を行う中で、収納に努める。
	2) 河川使用料について、「山梨県税外取入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかつた。
	2) 督促状の発付期限は、河川法解説に記載されている納期限後50日以内という誤認識がなかった。今般、治水課を含めた建設事務所で、督促状の発付期限が納期限後20日以内であることを確認した。今後は納期限後20日以内に督促状の発付を行う。
	3) 取得用地に未登記のものがあった。
過年度分 232筆	過年度分 12月末時点 5筆登記処理済み。
平成24年度分 2筆 合計234筆	3) 平成24年度分の2筆は登記処理済み。過年度分は、12月末時点での登記筆数の解消に努める。
	4) (一) 島上条宮久保給見堂線道路改良工事の変更契約について、工事延長に係る工事打合簿が作成されなかつた。
	5) (一) 島上条宮久保給見堂線道路改良工事(明許)において、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスで公表されている変更契約の内容が、変更設計書の理由・内容と一致していなかつた。
	6) 茅野北杜誰崎線道路改良工事(4工区)(明許)外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結している。
8) 設計及び契約変更に係る工事打合簿、本庁事業所管課長への設計変更の協議等、一連の決裁が全て、次長(事務)の代決で行われていた。	8) 木年度より、設計及び契約変更に係る工事打合簿、本庁事業所管課長への設計変更の協議等については所長の決裁としている。
9) 史跡舞鶴公園石積み復元補修工事(明許)外1件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結している。	9) 「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」と実際の変更事務における問題を精査し、主管課と協議のうえ対処する。

監査対象所属	県土整備部 中北建設事務所 (城北支所)
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年5月16～17日、6月25日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 6件 (収入1、重点1、財産1、工事3)	
1) 収入未済について、次のとおり収入未済があつた。	1) 収入未済について ①過年度分の1件は、金融機関の預金口座を差押え、21,681円の換算処分を行なつた。 (平成25年8月16日収納) 残金の243,819円は、法人の財産等を引き続き調査し、全額収納に努める。 平成24年度分は、全額収納済み。 ②平成26年2月に全額収納済み。 ③定期的に、本人の所在、保有財産及び債権債務の有無等の調査を行う中で、収納に努める。
①河川使用料 過年度分 265,500円 平成24年度分 314,475円	2) 河川使用料について、「山梨県税外取入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかつた。
②道路使用料 過年度分 先数1件 50,000円 ③工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先数1件 1,45,556円	2) 督促状の発付期限は、河川法解説に記載されている納期限後50日以内という誤認識がなかった。今般、治水課を含めた建設事務所で、督促状の発付期限が納期限後20日以内であることを確認した。今後は納期限後20日以内に督促状の発付を行う。
3) 取得用地に未登記のものがあった。	3) 取得用地に未登記のものがあった。
過年度分 219筆	過年度分 232筆 平成24年度分 2筆 合計234筆
(平成25年11月末時点)	3) 取得用地に未登記のものがあった。
4) (一) 島上条宮久保給見堂線道路改良工事の変更契約について、工事延長に係る工事打合簿が作成されなかつた。	4) 今后は、工期延期も含め契約変更に係る事項について工事打合簿の作成を徹底する。
5) (一) 島上条宮久保給見堂線道路改良工事(明許)において、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスで公表されている変更契約の内容が、変更設計書の理由・内容と一致していなかつた。	5) 今后は、公共システムでの作業に落ちないようチェックリストを活用し、作業毎に現在の工程について確認をする。更に、複数人でのチェックを徹底させ、チェック機能の強化に努める。
6) 茅野北杜誰崎線道路改良工事(4工区)(明許)外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結している。	6) 今后は、変更契約を行うために必要となる受注者が作成する出来形書類について、受注者が発注者に迅速に提出するよう指導を徹底するとともに、受注者から発注者に出来形書類の提出がされた際には、迅速に変更契約書類の提出を行いうよう徹底する。
7) 木年度より、設計及び契約変更に係る工事打合簿、本庁事業所管課長への設計変更の協議等、一連の決裁が全て、次長(事務)の代決で行われていた。	7) 今后は、工事打合簿の作成を徹底する。
8) 設計及び契約変更に係る工事打合簿、本庁事業所管課長への設計変更の協議等、一連の決裁が全て、次長(事務)の代決で行われていた。	8) 今后は、公共システムでの作業に落ちないようチェックリストを活用し、作業毎に現在の工程について確認をする。更に、複数人でのチェックを徹底させ、チェック機能の強化に努める。
9) 史跡舞鶴公園石積み復元補修工事(明許)外1件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結している。	9) 「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」と実際の変更事務における問題を精査し、主管課と協議のうえ対処する。

監査の結果		講じた措置（又は今後の方針等）	
指導事項	件数	収入2、重点1、財産1、工事1	監査対象所属
1) 繼続について、次のとおり収入未済があつた。	1)	1) 収入未済について 未収金の回収に努めた結果、先數計3件、過年度分 9,800 円 平成 24 年度分 25,200 円 合計 先數 3 件 35,000 円	県土整備部 岐南建設事務所
②河川使用料	4)	①道路使用料は全て、収入済みとなつた。 ③工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息 過年度分 先數 3 件 825,397 円	講じた措置（又は今後の方針等）
過年度分 先數 1 件 28,726,425 円			
2) 道路使用料について調定の時期が遅延しているものがあつた。3 件 5,400 円	2)	2) 「財務事務チェックマニュアル」に基づき、遅延なく調定を行う。	①河川使用料については、過年度分で債務承認及び納付誓約書を徵した 2 件については、平成 25 年 11 月末までに 237,020 円を納入済みである。現在、平成 24 年度中に債務者から債務承認及び納付誓約書を徵した 1 件、その他 4 件、平成 24 年度分の 3 件について引き続き関係者に納入を督促する。（合計先數 4 件）
3) 取得用地に未登記のものがあつた。	3)	3) 平成 24 年度分の未登記については、8 筆が未登記であるが、6 筆は登記申請中であり、2 筆は保安林解除の告示が終了後に登記寸り見込みである。「過年度未登記処理方針」に基づき、専門家相談を活用した分類作業や再調査等の結果、22 件（平成 25 年度 11 月末現在）の過年度未登記を解消した。	②工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先數 3 件 673,466 円
平成 24 年度分 21 筆 合計 351 筆			
過年度分 330 筆			
4) 平成 24 年度に発生した道路使用料に係る収入未済 5 件 5 先 43,000 円について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿が作成されておらず、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に基づく督促状も発付されていなかつた。	4)	4) 「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿への整理記録を行い、「山梨県税外取入の督促及び延滞処分に関する規則」に基づく督促を確實に行なうため引継を確実に行ない適正な事務執行を行なう。	2) 河川使用料について、「山梨県税外收入の督促及び延滞処分に関する規則」に基つく、督促状を差付していないものがあつた。 また、督促状の発付が、遅延しているものもあつた。
また、河川使用料に係る収入未済 1 件 1 先 4,400 円について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿への整理記録がされていなかつた。	5)	5) 変更契約を行なうために必要となる受注者が作成する出来形書類について、受注者が発注者に迅速に提出するよう指導を徹底する。 また、「建設工事の設計及び契約の変更手続要領」と実際の変更契約における問題精査し、主管課と協力のうえ対処する。	3) 取得用地の未登記について 用地譲渡で定めた「未登記解消に向けた基本方針及び対策」に基づき、平成 25 年度から解消可能な未登記案件に重点的に取り組み、未登記の解消を図っている。なお、過年度分の未登記件数は、11 月末現在 792 箇に減少している。 4) 国道 140 号舗装修繕工事（明許）外 1 件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。
主要地方道甲府山梨線舗装工事（明許）外 4 件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していなかった。	5)	5) 変更契約を行なうために必要となる受注者が作成する出来形書類について、受注者が発注者に迅速に提出するよう指導を徹底する。 また、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」と実際の変更契約における問題精査し、主管課と協力のうえ対処する。	4) 変更契約を行うために必要となる受注者が作成する出来形書類について、受注者が発注者に迅速に提出するよう指導を徹底する。 また、受注者から発注者に出来形書類の提出がされた際には、迅速に変更契約事務手続きを行なうよう徹底する。 さらに、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」と実際の変更事務における問題精査し、主管課と協力のうえ対処する。
監査対象期間	監査対象期間	平成 24 年度	監査対象所属
監査実施日	監査実施日	平成 25 年 5 月 15 ~ 17 日、6 月 21 日	監査の結果
			講じた措置（又は今後の方針等）

(指摘事項) 1件 (重点1)
1) 昨年度の定期監査において、収入未済に対する督促状が発送されていなかったことについて指導事項となっていたが、今年度の監査においても水利利用料の収入未済に督促状が発送されおらず、指導事項としたことが改善されていなかった。

(指導事項)

3件 (収入1、財産1、工事1)

1) 働人について、次のとおり収入未済があつた。
①水利使用料
平成24年度分 先数1件 92,977円

②道路使用料
過年度分 10,560円

合計 先数1件 12,160円

③工事契約解除に伴う前払金返還利息
過年度分 先数1件 31,636円

2) 取得用地に未登記のものがあつた。過年度分 595筆

1) ①及び②の平成24年度分については、ともに平成25年5月に収納済。②及び③の過年度分については、同一の債務者であり、現在裁判所において破産手続中のため、今後もりつき続き裁判所や破産管財人と連絡を取りつつ、債権回収に努める。

(指導事項)

3件 (収入1、財産1、工事1)

1) ①及び②の平成24年度分については、ともに平成25年5月に収納済。②及び③の過年度分については、同一の債務者であり、現在裁判所において破産手続中のため、今後もりつき続き裁判所や破産管財人と連絡を取りつつ、債権回収に努める。

2) 取得用地の過年度未登記については、昨年度に引き続き専任の非常勤嘱託職員を配置して、主担当者として用地課長、副担当者として用地担当リーダーを充て処理を行った。

3) 取得用地の過年度未登記については、昨年度に引き続き専任の非常勤嘱託職員を配置して、主担当者として用地課長、副担当者として用地担当リーダーを充て処理を行った。

4) ①及び②の平成24年度分については、ともに平成25年5月に収納済。②及び③の過年度分については、同一の債務者であり、現在裁判所において破産手続中のため、今後もりつき続き裁判所や破産管財人と連絡を取りつつ、債権回収に努める。

(指導事項)

3件 (収入1、財産1、工事1)

1) ①及び②の平成24年度分については、ともに平成25年5月に収納済。②及び③の過年度分については、同一の債務者であり、現在裁判所において破産手続中のため、今後もりつき続き裁判所や破産管財人と連絡を取りつつ、債権回収に努める。

2) 取得用地の過年度未登記については、昨年度に引き続き専任の非常勤嘱託職員を配置して、主担当者として用地課長、副担当者として用地担当リーダーを充て処理を行った。

3) 取得用地の過年度未登記については、昨年度に引き続き専任の非常勤嘱託職員を配置して、主担当者として用地課長、副担当者として用地担当リーダーを充て処理を行った。

4)

5)

6)

①河川使用料
平成22年度分 先数1件 215,920円
②道路使用料
平成20年度分 先数1件 1,400円

「割勘付誓約書」を占用者が提出、平成24年12月から分割納付が開始され、平成25年度は、12月末現在で90,000円が納付されている。まだ、125,920円が収入未済となっているが、債務について争いは無いことから、今後ともできる限り早期の納付を求める。

(指導事項)

3件 (収入1、財産1、工事1)

1) ①及び②の平成24年度分については、ともに平成25年5月に収納済。②及び③の過年度分については、同一の債務者であり、現在裁判所において破産手続中のため、今後もりつき続き裁判所や破産管財人と連絡を取りつつ、債権回収に努める。

2) 取得用地の過年度未登記については、昨年度に引き続き専任の非常勤嘱託職員を配置して、主担当者として用地課長、副担当者として用地担当リーダーを充て処理を行った。

3) 取得用地の過年度未登記については、昨年度に引き続き専任の非常勤嘱託職員を配置して、主担当者として用地課長、副担当者として用地担当リーダーを充て処理を行った。

4) ①及び②の平成24年度分については、ともに平成25年5月に収納済。②及び③の過年度分については、同一の債務者であり、現在裁判所において破産手続中のため、今後もりつき続き裁判所や破産管財人と連絡を取りつつ、債権回収に努める。

5) 取得用地の過年度未登記については、昨年度に引き続き専任の非常勤嘱託職員を配置して、主担当者として用地課長、副担当者として用地担当リーダーを充て処理を行った。

6) ①及び②の平成24年度分については、ともに平成25年5月に収納済。②及び③の過年度分については、同一の債務者であり、現在裁判所において破産手続中のため、今後もりつき続き裁判所や破産管財人と連絡を取りつつ、債権回収に努める。

監査対象所属	県土整備部 富士・東部建設事務所（吉田支所）
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年5月13～14日、6月24日

(指導事項) 6件 (収入1、支出1、財産2、工事2)	監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）
1) 働人について、次のとおり収入未済があつた。	1) 収入未済について ①河川占用料については、「債務承認及び分

監査対象所属	企業局 早川水系常電管理事務所
監査対象期間	平成24年度

監査実施日	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
監査対象所属	企業局 笛吹川水系発電管理事務所	講じた措置（又は今後の方針等）
監査対象期間	平成24年度	講じた措置（又は今後の方針等）
監査実施日	平成25年5月30日、7月4日	講じた措置（又は今後の方針等）
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (物品1)	1) 貸借物品である「ユニック車とダイナホール」及び「先端式デジタル内視鏡」について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。	1) 指導のあった物品の占有物品受入調書及び占有物品払出調書を作成した。今後は、財務規則に則り、適正な事務処理に努める。
監査対象所属	企業局 石和温泉管理事務所	講じた措置（又は今後の方針等）
監査対象期間	平成24年度	講じた措置（又は今後の方針等）
監査実施日	平成25年5月29日、7月4日	講じた措置（又は今後の方針等）
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (重点1)	1) 昨年度の定例監査において、収入未済に対する督促状が発付されていなかったこと及び延滞債権管理簿が作成されていなかったことについて、指導事項となっていましたが、今年度の監査においても石和温泉給湯使用料の収入未済に督促状が発付がされていなかつた。また、延滞債権管理簿の作成についても一部作成されておらず、指導事項としたことが改善されていなかった。	1) 督促状については、石和温泉給湯使用料の収入未済に督促状が発付がされていなかつた。また、延滞債権管理簿については、督促状発送から納付までを管理する帳簿を作成しました。
監査対象所属	教育庁 学校施設課	講じた措置（又は今後の方針等）
監査対象期間	平成24年度	講じた措置（又は今後の方針等）
監査実施日	平成25年7月10日、8月12日	講じた措置（又は今後の方針等）
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (契約1)	1) 平成24年度県立学校及び教育施設等自家用電気工作物保安管理業務委託契約において、年度内に履行確認がされていなかった。	1) 委託業者から毎月提出される点検結果報告書を検査し、業務の履行を確認する。
監査対象所属	教育庁 義務教育課	講じた措置（又は今後の方針等）
監査対象期間	平成24年度	講じた措置（又は今後の方針等）
監査実施日	平成25年7月9日、8月12日	講じた措置（又は今後の方針等）
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (契約1)	1) 條写サービス契約において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。また、違約金条項の記載が単価契約のものとなつていなかった。	1) 契約書に予定数量を記載する。また、違約金条項は納入済み数量等を基礎としたものに是正する。
監査対象所属	教育庁 高校教育課（新しい学校づくり推進室）	講じた措置（又は今後の方針等）
監査対象期間	平成24年度	講じた措置（又は今後の方針等）
監査実施日	平成25年7月9日、8月12日	講じた措置（又は今後の方針等）
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (重点1)	1) 教育援助資金貸付金の台帳に記載されている2名分の債権について貸付を確認できる	1) 台帳作成に使用した残存している過去データを再度全て拾い出して2名分の債権の情

書類が保存されておらず、調定がなされていないものがあった。債権額 合計 433,000円

1) 嵩人について、次のとおり収入未済があつた。

(指導事項) 5件 (収入1、嵩点2、契約2)

① 教育奨励資金貸付金償還金
過年度分 12,395,000円
平成24年度分 475,200円
合計 先数 46件 12,870,200円
過年度分 19,999,615円
平成24年度分 851,388円
合計 先数 30件 20,851,003円
③ 定時制課程等修学奨励金返還金
過年度分 先数 8件 761,000円

2) 地域改善対策高等学校等奨学資金につい

て、授学資金借用証書未提出のものが 32件

55,729,730円あつた。

3) 延滞債権管理簿に課内回覧されていること
を確認できる押印がなかつた。

4) 県立学校教育情報化推進事業のパソコン等

の修理に関する委託契約において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかつた。また、違約金余現の記載が単価契約のものとなつていなかつた。さらに、貼付されている印紙税額に誤りがあつた。

5) 教育情報ネットワーク整備事業に係るウイ

ルス対策ソフトの更新に関する契約書にお

いて、「山梨県財務規則第109条の2各号
に該当する場合は免除する」と記載されてい

て、契約保証金を免除する旨の表示が明確に
されていなかつた。

報を検索することとに、他の奨学金関係の保
存書類も含めて、借用証書以外でも貸付が確
認できるような記録を再度洗い出している
ところである。

1) 「地域改善対策高等学校等奨学資金返還金」
については、了備監査後、今まで全く連絡等
のない債権者20件に借用証書提出督促の文書
を送付した。「教育奨励資金貸付金償還金」
及び「定時制課程等修学奨励金返還金」
については、電話による督促・所在調査等を行つた。

平成25年1月2月末現在で収入未済額は
20,497,781円である。

2) 未提出者には上記のことおり処理を行い、問
い合わせが2件あつたため、概要について説
明し、現在も分納相談を含めて借用証書提出

交渉中である。

3) 四半期ごとの日別納入状況報告と共に、該
当の債権者管理簿を回覧し、収納・未収状況
について情報を共有している。

4) 単価契約書に予定数量を記載している。違
約金条項について会計課に確認の上、記載
を改めた。印紙税については正しい印紙税額
を確認の上、契約相手方に通知した。

5) 新たに締結した契約書においては、保証金
免除の有無について明記している。

る。当該現金の亡失は盜難による第三者の不
法行為である可能性が高い。
捜査の進展により犯人が見つかった場合、
その者に対し、民法の規定による損害賠償責
任を求める。

監査対象所属	教育厅 スポーツ健康課（全国高校總体推進室）
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月16日、8月12日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (物品2)	

監査対象所属	議会事務局
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年8月12～13日、8月26日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (支出1、給与1)	

監査対象所属	人事委員会事務局
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月18日、8月21日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	警察本部
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月18日、8月21日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	警察本部
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月18日、8月21日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	警察本部
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月18日、8月21日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	警察本部
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月18日、8月21日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	警察本部
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月18日、8月21日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	警察本部
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月18日、8月21日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	警察本部
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月18日、8月21日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	警察本部
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月18日、8月21日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	警察本部
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月18日、8月21日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (契約1)	

監査実施日	平成25年7月29～30日、8月23日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
-------	---------------------	-------	-----------------

(指導事項) 3件 (収入1、支出1、工事1)
1) 嵩人について、次のとおり収入未済があつた。

① 放置違反金
過年度分 30,000円
平成24年度分 45,000円
合計 先数 4件 75,000円

② 弁償金
過年度分 先数 1件 456,500円

1) 収入未済について
① 繼続的に滞納処分を視野に入れた所在調査、電話、訪問等を行い徵収に努めた結果、1件15,000円が納付された。
今後も、滞納者の収入や資産状況等の調査や所在不明者の所在調査を継続する。

② 交通事故で破損した信号機復旧に係る弁償の相手方が破産し、裁判所による免責許可の決定が確定したことにより、回収が不能となつた当該債権について、平成26年3月に不納欠損処理を行つた。

2) 一般交通信号機保守業務委託の予定価格の積算において、交通信号機の電球単価が、平成18年度以降変わっておらず、積算根拠が不明確であり、実例価格等を考慮したものとなつていなかつた。

3) 道路標示(横断歩道等)更新工事において、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスで公表されている変更契約の内容が、変更設計書の理由・内容と一致していなかつた。

2) 積算根拠を明確にするため、平成26年度当初予算要求における資料に、交通信号機電球メーカーから見積書を繳し、単価に反映させている。

3) 直ちに情報の修正を行つた。
今後は、山梨県公共事業ポータルサイトに掲載する前に二重チェック等を確實に行う。

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番